

報告第16号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年6月1日提出

小田原市長 加藤 憲一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和8年5月14日
- 2 損害賠償額 20,536円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和8年2月27日午後6時10分頃、市内中里494番地付近の認定外道路において、相手方が自転車で走行していたところ、前輪がグレーチングの隙間に挟まり、自転車を破損した。